

令和7年度 指宿市新小田奨学生募集要項

〔 目 的 〕

この奨学資金は、向学的意思能力が十分であるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して奨学資金を支給することにより、有用な人材を育成することを目的としています。

〔 奨学生の資格 〕

指宿市に3年以上在住する者の子弟で、次の(1)～(4)のすべてに該当する者である必要があります。

- (1) 指宿市に居住し、高等学校に在学していること。
- (2) 学資の支弁が困難と認められること。
- (3) 学業及び素行が優秀であること。
- (4) 身体強健であること。

〔 奨学資金の額 〕

月額5,000円(返済不要)

〔 申 込 書 類 〕

- (1) 新小田奨学生願書(第1号様式)
- (2) 新小田奨学生推薦調書(第2号様式)

〔 選 考 基 準 〕

上記「奨学生の資格」に該当し高等学校長から推薦されている者で、次の(1)～(5)のいずれかに該当する者を対象とします。

- (1) 生活保護法に基づき保護費を受給する者の子であること。
- (2) 中学校において要保護及び準要保護生徒として扶助費を受給していた者。
- (3) 父母のうち、いずれかが欠けて経済的に困窮している者の子であること。
- (4) 両親を失い、祖父母及び親戚に扶養されている者。
- (5) その他経済的に困窮している者。

〔 奨学資金の支給期間 〕

奨学資金の支給は、令和7年4月から令和8年3月までとします。

〔 募 集 人 員 〕

3人以内とします。

〔 募 集 期 間 〕

令和7年5月1日(木)から令和7年7月3日(木)まで

〔 奨学資金の停止 〕

奨学生が次の(1)～(5)のいずれかに該当すると認められるときは、奨学資金の支給を停止します。

- (1) 奨学資金を必要としない事由が生じたとき。
- (2) 学業成績又は素行が不良となったとき。
- (3) 疾病などのために学業を続ける見込みがないとき。
- (4) 保護者が市外へ転出したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、奨学生として適当でないと認めるとき。